

令和5年12月14日

## 小日向二丁目国有地における特別養護老人ホーム等の建設に関すること

文京区福祉部介護保険課長

日頃より、高齢福祉行政へのご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、特別養護老人ホーム等を整備予定である小日向二丁目国有地については、近くにある小日向台町小学校の改築に関するご意見を、多数いただいております。

このうち、特別養護老人ホームに関することに寄せられた内容について、見解を次のとおりまとめました。

### ① 特別養護老人ホームの整備について

特養は、介護保険制度の施設サービスに位置付けられており、常時介護が必要で、在宅では介護が困難な方が対象の施設です。食事・入浴・排泄などの日常生活の支援や介護、機能訓練が受けられ、新規入所は原則、要介護3以上の方が対象です。

介護保険サービスは、安定的に提供できるよう人口推計、利用実績、将来の利用予測、区民ニーズなどを踏まえ、区が3年ごとに事業計画を策定していますが、特養などの介護保険の施設については、整備に時間を要することから、中・長期的な視点が求められています。

特養等のサービスでは、居住費が利用者負担に含まれるため、土地・建物代の影響が大きく、区として公有地を活用した積極的な誘致を行わなければ、利用者の負担が過重になるだけでなく、社会福祉法人等が文京区内でサービスを開始することは困難です。また、文京区内において特養を整備できる広い土地は確保しにくい状況にあります。

なお、特養の運営は社会福祉法人に限られていますので、整備事業者を公募するに当たっては、社会福祉法人以外の参入は出来ないようにしています。

### ② 特別養護老人ホームの入所について

介護保険制度では、特養の入所にあたっては、各施設が入所を検討する委員会を開催し、公平・公正に入所の必要性を判断し、入所者を決定することになっています。

ただし、文京区内には複数の社会福祉法人が特養を運営しているため、区民の方の利便性と公平性が図られるよう、区内共通ルールとして「文京区特別養護老人ホーム入所指針」を区が策定し、入所の必要性が高い方が優先的に入所できる仕組みを採用しており、入所者のほとんどが文京区民となっています。

このため、区では入所希望者の人数を把握しており、その状況を区ホームページにて公開しています。

(特別養護老人ホームの入所について)

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/hoken/koresha/koresha/nyusho.html>

なお、特養の整備事業者を公募する際には、区の入所指針に従い入所者を決定することを条件にしています。

### ③ 特別養護老人ホームのニーズについて

文京区の特養入所希望者は、近年 300 人以上で推移しています。また、核家族化が進行する中、かねてから言われている老々介護のほか、育児と介護負担が同時に発生するダブルケア、大人が担うような介護負担を負うヤングケアラー、昨今では介護と仕事を両立するビジネスケアラーが社会課題として取り上げられていることから、今後も施設のニーズはあると考えています。

それぞれの状況を踏まえ、自身にとって相応しい介護が選択できるよう、高齢者人口の増加を見据え、在宅ケアを充実するとともに、特養の整備を行うため、小日向二丁目国有地を活用する計画を策定しました。

なお、区の人口推計では、現在4万3,600人いる65歳以上の高齢者人口は今後上昇を続け、10年後は5万1,400人、20年後は6万800人、40年後は7万2,600人となり、年齢構成に占める割合も現在の19.0%から10年後は20.1%、20年後は23.8%、40年後は32.7%と見込んでいます。（「文京区地域福祉保健計画（令和6年度～令和8年度）中間のまとめ」より）

### ④ 特別養護老人ホームのユニット型個室の整備について

ユニット型個室とは、入居者一人ひとりの個性や生活リズムに応じて暮らすことができるよう、施設内でグループ毎に個室、共同生活室（リビング）、浴室などを設け、少人数の生活単位（ユニット）を構成した居室形態のことです。費用については、①介護サービス費用利用者負担分、②居住費、③食費、④日常生活費等を合計した額となります。このうち、②については、多床室よりもユニット型個室の費用負担が大きくなりますが、在宅に近い居住環境で、利用者一人ひとりの個性や生活のリズムに沿い、他人との馴染みの人間関係を築きながら、家庭的な雰囲気の中で日常生活を営めるように介護ができることや、国や都においても近年はユニット型個室での整備を基本としていることから、区内で新たに整備する特養については、ユニット型個室で整備してまいります。

なお、区において公募を行う際には、利用者負担額低減についても事業者に求めています。

### ⑤ 特別養護老人ホームの開設を先延ばしできないのか

今回の事業者選定は、国と契約を結ぶ事業者について、区が国に推薦するために実施しています。このため、今後の予定としては、区において選定した事業者を国へ推薦し、区が推薦した事業者が、令和6年3月に国の契約相手として決定した後、同年8月に東京都の整備費補助を申請し、令和7年5月の都からの補助内示決定を経ることで、国と事業者が特養等を整備・運営するため定期借地権設定契約を締結することになります。

なお、敷地の地下には、埋設物が残されているため、令和 6 年度を目途に、国において撤去を行う予定です。また、敷地西側にある崖地の一部は、土砂災害特別警戒区域に指定されているため、建設工事に先行して、事業者自らが、崖地の整備を行う必要があります。

これら全てが完了した後、令和 7 年度中に特養等の建設工事の着工となり、令和 10 年度中に開設の予定となっております。今から、仮校舎について検討する場合、再度国との協議を初めから行う必要があるとともに、法令等を遵守した実現性の検討や新たな計画に対する地域への説明が必要となります。また、特養等の国有地における国の補助の申請期限がある中、都の補助協議については、随時受付ではなく補助申請の機会も限られており、申請から決定までに時間を要するため、特養の事業開始に年単位での遅れが生じることから、仮校舎の建設は、現実的に難しいと考えております。